

全国社会保険委員会連合会

会報

平成28年9月 第29号



稲穂と富士山（山梨県忍野村）

全国社会保険委員会連合会 第24回定期総会開催報告

（会場）

平成28年6月8日（水）、全国社会保険委員会連合会第24回定期総会がスタンダード会議室五反田ソニービル通り店（品川区東五反田）において開催されました。

林会長の挨拶に続き、ご来賓の厚生労働省年金局事業企画課長補佐今野悟様、全国健康保険協会管理室長友田輝明様、日本年金機構本部相談・サービス推進部長濱田聰様、全国健康保険協会理事吉森俊和様よりご挨拶をいただきました。

議事に入り、平成27年度事業報告として、①各都道府県社会保険委員会連合会との連携強化（Eメール連絡網を構築してきたところ、各県窓口の年金事務所等が現在停止状態になつて）、②関係機関との連携、③ブロック会議の開催支援、④『全国社会保険委員会連合会会報』の発行、⑤2016年版『年金・健康保険委員必携』の監修、⑥ホームページの運用開始等が提案され、平成28年度予算案とあわせ、両議案とも承認されました。

平成28年度事業計画については、①各社会保険委員会（連合会）の活動が円滑に実施できるよう厚生労働省年金局、日本年金機構、全国健康保険協会に連携の強化等を要望していくこと、②ブロック会議の開催支援、③『年金シニアライフセミナー』の開催支援、④『全国社会保険委員会連合会会報』の発行、⑤2016年版『年金・健康保険委員必携』の監修、⑥ホームページの運用開始等が提案され、平成28年度予算案とあわせ、両議案とも承認されました。

さて、厚生労働省におかれましては、毎年、年度当初に「年金委員の重点的な活動内容等について」を日本年金機構に通知され、日本年金機構本部は、この通知を受け、「年金委員活動支援事業の取組方針」について、具体的な事項が各年金事務所に通知されているところであります。本年は、機関本部の組織改革と相まって、年金委員活動に対する各年金事務所の具体的な支援・協力もさることに充実されるものと期待をいたしております。



全国社会保険委員会連合会
林 会 長

林会長挨拶（要旨）

本日は、皆様に
遠路ご出席をいた
だき誠にありがとうございます。

通までの間の便
宜を）、②関係
機関との連携、
③ブロック会議
の開催支援、④
（財）全国社
会保険共済会か
らの委託を受け
て「年金シニア
ライフセミナー」
を22都府県44会
場で実施（受講
1405名）、⑤

熊本を中心とした九州地方の地震災害により被
災された方々には、心からのお見舞いを申し上げ
ます。

わが国の経済状況は、個人消費の停滞、設備投資も本格的に増えないなど、景気が「踊り場」局面からなかなか抜け出せないといわれております。中小企業においては、依然として厳しい状況であり、皆様方も大変ご苦労の多いことと存じます。そのような中、当連合会の事業実施並びに委員会活動の活性化に格段のお力添えを賜わりまして厚く御礼を申し上げます。



は、職域の社会保険委員として大いにご活躍できる事業であると存じます。各県の皆様におかれても趣旨ご理解のうえ、協力をお願いします。

全委連といたしましても今後とも、各社会保険委員会・連合会の活動が円滑にできるよう皆様方のご意見をいただき、関係機関と必要な連携を図つてまいりたいと存じます。

本日は、平成27年度事業報告・決算及び平成28年度事業計画並びに收支予算案についてご審議いただくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

社会保険を取り巻く諸事情厳しい折こそ年金委員・健康保険委員の力を結集して、今後とも社会保険事業の円滑な運営に寄与したいものと考えております。

皆様方のさらなるご尽力をお願いし、また、厚生労働省をはじめ、日本年金機構並びに全国健康保険協会等、関係団体のさらなるご指導ご支援をお願い申し上げましてご挨拶いたします。



厚生労働省年金局
事業企画課課長補佐

今野 悟様

年金委員の皆様
方におかれまして
は、日頃から公的
年金事業の円滑な
推進及び制度の普
及啓発にご尽力を

厚生労働省年金局挨拶

来賓挨拶（要旨）

いただいていることに対し、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

昨年発生した日本年金機構における不正アクセスによる情報流失事案では、国民の皆様に大変なご心配とご迷惑をおかけしました。このようなことを二度と発生させないため、日本年金機構においては、昨年12月、情報セキュリティ対策はもとより、組織・人事・業務の改革からなる業務改善計画を策定し、平成28年度からの3年間を集中取組期間として、改革に取り組んでいるところです。この業務改善計画を確実に実行し、国民の信頼を取り戻せるよう、厚生労働省も日本年金機構と一体となって取り組んでまいりますので、年金委員の皆様におかれましては、機構再生の取組みにも是非ご理解・ご支援賜りますようお願いいたします。

年金委員の皆様の活動に関しまして、2点、特にお願いがございます。まずひとつめは、社会保障と税の一体改革の取組みのひとつである短時間労働者に対する適用拡大に関する周知・広報です。

従業員50人以上の企業を対象として短時間労働者に対する厚生年金保険・健康保険の適用の拡大が本年10月から始まります。また、500人以下の企業も、労使の合意に基づき、企業単位で短時間労働者への適用拡大を可能とする法案を先の通常国会に提出しているところです。こうした制度改正の趣旨、内容について、事業主の方、被保険者となる方にご理解をいただき、きちんと届出をいただくことが非常に重要であり、年金委員の皆様には制度改正の周知・広報に関しお力添えをいただきますようお願いいたします。

2つめは、「ねんきんネット」の利用の呼びかけです。厚生労働省・日本年金機構においては、11月をねんきん月間、11月30日を年金の日として、年金制度に関する关心を高めていたための各種の活動を行つており、貴連合会をはじめとした賛同団体のご協力をいただいているところです。これまで「ねんきんネット」のID発行数は400万件を超えておりますが、全体から見るとまだ少ないのが現状です。

「ねんきんネット」は、自身の年金記録や将来の年金見込額が手軽に確認でき、高齢期の生活設計に役立つ大変便利なツールです。年金委員の皆様には、引き続き「ねんきんネット」の利用の呼びかけにご協力いただきますようお願いいたします。

厚生労働省といたしましては、年金委員の皆様が活動をより活発に行つていただけるよう、今後ともご支援・ご協力をさせていただくる所存です。

厚生労働省保険局挨拶



全国健康保険協会
管理室長
友田 輝明様

本日ご列席いた
だいております皆
様方におかれまし
ては、日頃より社
会保険事業の円滑
な運営に多大なご
協力を賜り、この場をお借りして感謝申し上げます。

昨年5月に成立しました医療保険制度改廻連法により、持続可能な医療保険制度の構築に向け、国保の都道府県単位化などによる医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適

正化の推進等の措置を講ずることとなりました。その改革において協会けんぽについては、国庫補助率を期限の定めなく16・4%とし、財政基盤の安定化を図っております。協会自身も昨年10月に制定した第3期の「保険者機能アクションプラン」に基づき、データヘルス計画の着実な実施やジェネリック医薬品のさらなる使用促進などに取り組んでおり、国としても、今まで以上に保険者機能を発揮していただくことを期待しております。

また、超高齢社会を迎え、増加を続ける医療費に対しては、構造的な改革だけでなく、個人、保険者による予防・健康づくりが重要と考えています。特に、レセプトデータなどを活用して効果的な保健事業を行う「データヘルス」については、一億総活躍社会に向けた重要な柱のひとつであり、先進的な取組みを全国に拡げていくうえで、保険者の果たす役割はますます高まります。

データヘルス計画は、平成26年度から導入されて今年度で2年目を迎えますが、各保険者それぞれの実情に応じて事業を展開していただいている、今年度は昨年度の事業についてPDCAサイクルをまわし、その効果検証を通じて、より効果的かつ効率的な保健事業に結びつけていくことが重要と考えております。協会けんぽは、日本最大の保険者として、そのビッグデータが他の保険者ない強みとなっております。ビッグデータの活用を通じて他の保険者を牽引する保険者となるよう、皆様方のご協力を引き続き賜りますようお願いしますとともに、それぞれの事業所での取組みにも期待したいと考えております。

次に、26年度に健康保険委員が法令に規定され

たことを受けて、皆様方のご活躍の重要性を国民に広くご理解いただくために、現在、健康保険委員功労者厚生大臣表彰を実施しております。皆様方のご協力のおかげで昨年度は33名の健康保険委員に表彰状を伝達させていただくことができました。今年度の大臣表彰につきましては、現在、協会各支部において表彰候補者を選考いたしており承知しております。表彰時期は昨年度と同様に11月を予定しております。

持続可能な医療保険制度を引き続き維持、発展させていくために、特定健診・特定保健指導の推進、ジェネリック医薬品のさらなる使用促進、データヘルス計画の着実かつ効果的な実施を進めていく必要があり、保険者及び事業主の役割もさることながら、被保険者と事業主の橋渡し役である健康保険委員の皆様方のご協力がますます必要となります。引き続き、ご協力、ご活躍いただけますよう、よろしくお願ひいたします。

その一環として、事業実績の向上及び業務の効率化を図るため、年金事務所の地域性や業務の専門性を踏まえつつ、厚生年金の適用及び徴収の機能を集約させた年金事務所を設置することとしたしました。これにより、一部の年金事務所において厚生年金適用調査課の移換に伴う事務所管轄の変更をいたしますが、年金委員の皆様に負担をおかけしたくないという観点から、年金委員活動に関する点では、引き続き現在所属している年金事務所で対応させていただきますことをご報告させていただきます。

さて、28年4月に年金委員の皆様に展開させていただきました「平成28年度の年金委員の重点的な活動内容等について」ですが、再度のお願いをさせていただきます。

(1) 「制度改正に関する周知」のお願い

平成28年10月施行予定の「短時間労働者適用

による約125万件の個人情報流失事案が発生したことで国民の皆様に大変なご心配とご迷惑をおかけし、当機構の信頼を大きく損なう事態を招きましたことを深くお詫びいたします。

そのような中、昨年9月には厚生労働大臣より業務改善命令が発せられ、12月に業務改善計画を厚生労働省に提出・公表し、これらの経緯を踏まえ平成28年の組織目標を「再生元年、自ら考え、自ら改革する」といたしました。このたびの再生プロジェクトを端的に申し上げると、当機構を従来の分散型から集約型の組織に改めようとするものであり、人事的には国民接点を重視するなむ現場重視の方向に大きく舵を切ろうとするものであります。

日本年金機構挨拶



日本年金機構本部
相談・サービス推進部長

濱田 聰様

本日ご列席の各

都道府県社会保険
委員会連合会の皆

様方、年金委員の

皆様方におかれま
しては、日頃から

政府管掌年金制度の普及と日本年金機構の円滑な
事業運営に多大なご協力、ご尽力を賜り、この場

をお借りして厚く御礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、5月に不正アクセスに

拡大」等の制度が今後施行される予定です。詳しくはパンフレットや研修会にてご案内いたします。

(2) 「ねんきんネット」等を活用した年金記録確認の呼びかけのお願い

「ねんきんネット」や「ねんきん定期便」を活用したご自身による年金記録確認を呼びかけていただきたいと考えています。

(3) 国民年金保険料関連の制度周知のお願い

国民年金保険料の5年後納制度、納付猶予制度の対象年齢の拡大、特定付加保険料の納付、特定事由に係る保険料納付の特例、2年前納制度、第3号被保険者不整合期間の特例追納制度についての周知をお願いします。研修会等で詳しくご案内いたします。

(4) 適用事業所の事業主様に対する資格取得時における本人確認の徹底のお願い

資格取得時、特に新規に基礎年金番号を付番する際の住民票上の住所をもとにした住民票コードの収録に際した本人確認の徹底について、事業主様に周知をお願いします。

(5) 障害年金制度（制度・手続き）の周知のお願い

ご自身が障害年金の対象になつているかどうかわからぬ障害者の方に、障害年金ガイドをご活用いただき、制度の概要について職場や地域の方々に周知をお願いします。

(6) 「ねんきん月間」及び「年金の日」における取組みへのご協力のお願い

毎年11月を「ねんきん月間」、11月30日を「いいみらい」という語呂合わせで「年金の日」としております。この時期には集中的に企業や地

域において制度説明会等の周知活動をお願いしたいと考えております。ご協力いただける組織がございましたら、年金事務所にお知らせいただきますようお願いします。

最後に、公的年金制度は、広く世代・年齢・地域・職域を超えた社会連帯のもとに成立しており、いかなる制度設計のもとでも普遍的なものです。地域、教育、企業における年金制度の周知、理解、支援のネットワークの再生・再構築を喫緊の課題とし、年金制度に対する理解をより深め、制度加入や保険料納付に結びつけるため、平成24年度からそれぞの地域に根ざした活動を当機構においては「地域年金展開事業」と呼んでおりますが、この地域年金展開事業を関係機関等の皆様のお力添えを受けながら強力に推進してまいります。

本日お集まりの皆様におかれましては、引き続き日本年金機構への厚いご支援ご協力をお願い申し上げます。

全国健康保険協会挨拶



全国健康保険協会
理事
吉森俊和様

本日ご列席の各都道府県社会保険委員会連合会の皆様方には、日頃から私どもも協会けんぽの事業運営につ

きまして、多大なご支援・ご協力を賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

協会けんぽは、平成20年10月の発足以来、本年

10月で9年目を迎えるますが、加入事業所及び加入者数は近年増加傾向を示し、この3月末時点で186万事業所、約3720万人となりました。一方、平成21年の健康保険委員制度の発足以来、健康保険委員の委嘱数は本年3月末時点で10万1千人となり、職域型年金委員の数に迫る勢いで増加しております。あらためて健康保険委員の皆様方に、社会保険委員会連合会の皆様のご支援に心から感謝申し上げます。

さて、社会保険を取り巻く環境は少子高齢化が進展する中で厳しさを増し、私ども協会けんぽも保険者として社会保険制度の充実・強化を図るとともに、国民負担の伸びを抑制するという国の大きな命題をきちんと見据え、保険者機能の強化を図り、医療費などの伸びの抑制、国民の健康水準の向上などの課題に向け全力で取り組んでいるところであります。

平成28年度は、30年度に開始予定の医療費適正化計画及び医療計画、介護保険事業計画などの基本的枠組策定の議論が本格化する年度であり、私どもは保険者として、30年度に向けて関係各方面に対し意見発信・働きかけを強化していくしかねればなりません。また、協会けんぽ設立以来取り組んでまいりました「保険者機能強化アクションプラン」も3期目の本格実施のステージに入り、①医療などの質や効率性の向上、②加入者の健康度を高めること、③医療費などの適正化を実行目標に、保険者機能を強化・発展させる重要な年度度もあります。

具体的には、昨年から取り組んでおりますが、

全国社会保険委員会連合会 役員名簿

(平成28年6月8日現在)

役職	氏名	所属社会保険委員会連合会(団体)・職名
会長	林 秀夫	東京都年金委員会連合会会長
副会長	井川 康治	北海道社会保険委員会連合会会長
副会長	江原 靖幸	埼玉県社会保険委員会連合会会長
副会長	村井 茂樹	愛知県社会保険委員会連合会会長
副会長	金子 千万利	大阪府社会保険委員会連合会会長
副会長	中島 敏彦	高知県社会保険委員会連合会会長
副会長	亀川 聰	福岡県社会保険委員会連合会会長
常務理事	増田 勝	学識経験を有する者
理事	渡邊 守	宮城県社会保険委員会連合会会長
理事	野瀬 邦生	新潟県社会保険委員会連合会会長
理事	内藤 哲男	岐阜県社会保険委員会連合会会長
理事	春名 勝	和歌山県社会保険委員会連合会会長
理事	本後 博史	岡山県社会保険委員会連合会会長
理事	有村 忠洋	鹿児島県社会保険委員会連合会会長
理事	伊藤 秀	(一財)社会保険協会常務理事
監事	横堀 宏之	群馬県社会保険委員会連合会会長
監事	藤田 信明	(一社)全国社会保険協会連合会常務理事

役員交替報告



亀川副会長

地域医療構想に伴う全国各都道府県の調整会議や保険者協議会に必ず参画し、積極的に意見を発信してまいります。また、データヘルス計画を着実に推進し「特定健診・特定保健指導の受診率の向上」及び「ジエネリック医薬品の使用率の向上」、さらには「健康づくり意識の醸成を目指し事業主様と連携するコラボヘルス」や「生活習慣病の重症化予防対策」等の活動を強化してまいります。その一環として、5月17日に「協会けんぽ調査研究報告会」を開催し、大変有意義な報告会となりました。

一方、健康保険給付業務においては「事業所を退職された方の保険証の早期回収」と「限度額適用認定証の利用拡大」の2点を今年度の重点施策として強化を図っております。

1点目は、加入者の退職時には事業所に保険証を提出いただき、事業所は保険証を資格喪失届に

添えて年金事務所に返納することになっていますが、加入者が事業所への保険証の提出を忘れ、退職日以降に保険証を使用して医療機関を受診された場合には、かかった医療費を後日、返納のお願いをすることになります。27年度に返納をお願いした医療費は30億円に上りますが、回収は15億円と半分しかできておりません。この返納金の発生を防ぐには、事業所を退職する際に保険証の返納を必ず行っていただくことが最善の防止策であると考えております。

2点目は、医療機関を受診された際、入院などで高額な一部負担金が生じることがあります。「高額療養費」の申請により償還払い加入者にお返しする制度がありますが、1年に約300億円給付しています。高額な一部負担の立て替えを防ぐ手立てとして「限度額適用認定証」という制度があり、医療費の精算時に高額療養費相当分が一部負担金から控除されるしくみですが、現在、年間で300万件弱のご利用をいただき、約330億円の高額療養費の発生を抑制しています。今後ともこの制度の利用拡大を強化し、サービスの拡大を図りたいと考えております。

以上2点について、ご列席の皆様方には是非ご理解いただき、貴下の事業所や各連合会の委員の皆様方もご理解・ご協力をいただけますようお力添えをお願いいたします。

協会けんぽが事業主・加入者の皆様方と連携し、保険者としての役割を十分に發揮していくためには、パイオニアとして多くの健康保険委員の皆様方のお力添えが必要であることはいうまでもありませんし、その役割はますます重要になると考えております。ご列席の皆様方におかれましても引き続き協会けんぽに熱いご支援ご協力を賜りたいと存じます。

日本年金機構と協会けんぽから社会保険委員の皆様へ

日本年金機構から

①厚生年金保険等の被保険者資格取得の基準の明確化

被保険者資格取得基準（4分の3基準）の明確化

従来の取扱い（旧）

1日または1週の所定労働時間および1月の所定労働日数が常時雇用者の概ね4分の3以上（この基準に該当しない場合であっても就労形態や勤務内容等から常用的使用関係にあると認められる場合は被保険者となります。）

平成28年10月1日以降の取扱い

1週の所定労働時間および1月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上

②被保険者資格取得の経過措置

施行日（平成28年10月1日）において、新たに4分の3基準を満たしていない場合であっても、施行日前から被保険者である方は、施行日以降も引き続き同じ事業所に雇用されている間は被保険者となりますので、「資格喪失届」の提出は必要ありません。

②短時間労働者に対する厚生年金保険・健康保険の適用拡大について

平成28年10月1日から、特定適用事業所に勤務する短時間労働者は、新たに厚生年金保険等の適用対象となります。

①短時間労働者とは

勤務時間・勤務日数が常時雇用者の4分の3未満で、次の①～⑤の「短時間労働者の要件」の5項目すべてに該当する方となります。

短時間労働者の要件

- ①週の所定労働時間が20時間以上であること
- ②賃金の月額が8・8万円以上であること
- ③雇用期間が1年以上見込まれること
- ④学生でないこと
- ⑤常時50人以上の企業（特定適用事業所）に勤めていること

②特定適用事業所とは

同一事業主（法人番号が同一）の適用事業所の被保険者数（短時間労働者を除き、共済組合員を含む）の合計が、1年で6ヶ月以上、500人を超えることが見込まれる事業所が該当します。

※特定適用事業所の要件を満たすことが見込まれる適用事業所

平成17年4月から30歳未満の者を対象とした若年者納付猶予制度が導入されていますが、若年層に限らず、中高年層においても非正規雇用労働者が増加している状況を踏まえ、政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成26年法律第64号）の規定に基づき、平成28年7月1日から平成37年6月末までの时限措置として、30歳以上50歳未満の者を対象とした新たな納付猶予制度が導入されます。申請手続きは、お住まいの市区役所または町村役場の国民年金窓口で行います。

③国民年金保険料の納付猶予制度の対象者拡大について

③特定適用事業所該当届の提出がなかった場合でも、日本年金機構において判定を行い、要件を満たしていることが確認できた場合は、特定適用事業所に該当したものとして取り扱い、日本年金機構から「特定適用事業所該当通知書」を送付します。

健康づくりの入り口として、 健診結果の提供をお願いします

全国健康保険協会(協会けんぽ)では、被保険者の皆様向けに、「生

活習慣病予防健診」を実施していま

す。この健診を受診いただければ、

健診結果は健診機関から協会に提

供されますが、労働安全衛生法の定

期健康診断(事業主健診)を受診

された場合は、協会(保険者)から

別途、高齢者の医療の確保に関する

法律に基づき、事業主様に結果の提

供を求めなければなりません。協会

は全国で約1,800万事業所、約3,

700万人の加入者を抱えており、

広範囲に多くの事業所が所在するこ

とが大きな特徴です。このため事業

主(所)様との間に「距離」があり、

健診結果の提供にご理解をいただけ

ない状況となっています。

現在、各支部では、通知による
ご依頼に加え、支部職員が訪問や
電話により、事業主(所)様に協
会の生活習慣病予防健診の受診、
または定期健康診断の結果のご提
供をお願いしております。

一方、被扶養者の方々には、特
定健診の受診をお願いしております。
す。こちらは受診率が2割程度と

まだまだ受診される方が非常に少
ない状況となっています。

協会では、健診結果に基づき、
健康リスクを抱える方への特定保
健指導や、治療が必要な方への受
診勧奨事業を行い、加入者の皆様
の健康維持・増進のお手伝いを行
っています。また、全国47支部が、
医療費や健康リスク等を分析し、
その特性に応じた「データヘルス
計画」を作成し、事業所及び加入
者の皆様の健康づくりを推進して
います。

このような健康づくりの推進には、健診結果が欠かせません。健
康保険委員の皆様は、事業主(所)
様と協会を繋ぐ、重要なパイプ役を
担つていただいています。事業所の從
業員の皆様の健康づくりの第一歩と
して、生活習慣病予防健診の受診の
推進、または定期健康診断の結果の
ご提供について、是非、お力添えを
いただきたいと思います。そして、被
扶養者の方々についても、特定健診
の受診についてお声掛けをいただき、
事業所、家庭の健康づくりにご協力
をお願いいたします。

年金委員(職域型)・健康保険委員委嘱者数

(年金委員は平成28年4月1日、健康保険委員は平成28年7月1日現在)

	都道府県	年金委員	健康保険委員
1	北海道	4,550人	5,203人
2	青森	1,505人	1,502人
3	岩手	2,313人	1,980人
4	宮城	2,524人	2,862人
5	秋田	1,450人	1,374人
6	山形	1,745人	2,024人
7	福島	2,278人	2,316人
8	茨城	2,326人	2,391人
9	栃木	1,876人	1,484人
10	群馬	1,966人	1,514人
11	埼玉	2,929人	1,747人
12	千葉	2,616人	1,362人
13	東京	6,589人	5,436人
14	神奈川	3,312人	1,944人
15	新潟	4,347人	2,026人
16	富山	2,375人	2,115人
17	石川	1,367人	1,774人
18	福井	1,758人	1,991人
19	山梨	1,263人	1,292人
20	長野	4,265人	2,121人
21	岐阜	2,305人	1,423人
22	静岡	5,471人	2,075人
23	愛知	5,098人	10,966人
24	三重	1,630人	1,862人

	都道府県	年金委員	健康保険委員
25	滋賀	1,218人	1,191人
26	京都	1,108人	1,612人
27	大阪	3,911人	1,941人
28	兵庫	2,430人	1,700人
29	奈良	874人	1,186人
30	和歌山	1,074人	1,156人
31	鳥取	1,107人	1,700人
32	島根	1,088人	1,532人
33	岡山	3,451人	3,097人
34	広島	3,917人	4,155人
35	山口	2,242人	1,848人
36	徳島	1,185人	1,136人
37	香川	2,495人	2,420人
38	愛媛	2,618人	2,640人
39	高知	1,274人	1,200人
40	福岡	5,086人	3,143人
41	佐賀	1,520人	1,414人
42	長崎	1,578人	1,473人
43	熊本	2,192人	2,338人
44	大分	1,547人	1,378人
45	宮崎	2,302人	1,993人
46	鹿児島	1,724人	1,523人
47	沖縄	1,264人	1,832人
	合計	115,063人	104,392人